

特定施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					※整理番号			
工場又は事業場の所在地					※受理年月日		年 月 日	
					※施設番号			
					※審査結果			
					※備考			
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第 8 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

連絡先	担当者氏名	部	課	電話番号	(内線)
-----	-------	---	---	------	------

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

発生源である施設等					
(A) 発生源での騒音レベル		$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$
騒音 対策 による 減衰 値	(B) 音源対策による減衰				
	(C) 距離減衰	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$
	(D) 建屋による減衰				
	(E) 防音壁等による減衰				
	(F) 減衰値合計 (B)+(C)+(D)+(E)				
敷地境界線での騒音レベル予測 (A)-(F)					
防音対策の具体的内容					
施設の使用時間		時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
当該事業所に適用される規制基準値		【午前8時から午後6時まで】 dB	【午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで】 dB	【午後11時から午前6時まで】 dB	
添付図面		施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面			